

日本銀行の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、日本銀行法第31条に基づき、「特別職の職員の給与に関する法律」(昭和二十四年法律第二百五十二号)の適用を受ける国家公務員の給与その他の事情を勘案して定めることとされており、業績反映は行っていない。

② 役員報酬基準の改定内容

総裁	東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度および25年度限りの臨時特例措置として、役員俸給および役員手当をそれぞれ30%減額支給した。
副総裁	東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度および25年度限りの臨時特例措置として、役員俸給および役員手当をそれぞれ20%減額支給した。
審議委員	同上
監事	東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度および25年度限りの臨時特例措置として、役員俸給を10%、役員手当を9.77%減額支給した。
監事(非常勤)	該当者なし
理事	東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度および25年度限りの臨時特例措置として、役員俸給を10%、役員手当を9.77%減額支給した。
理事(非常勤)	該当者なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
総裁	千円 22,786	千円 16,934	千円 5,852	千円 0 (-)			*
副総裁 A	千円 20,580	千円 15,312	千円 5,268	千円 0 (-)			※
副総裁 B	千円 20,580	千円 15,312	千円 5,268	千円 0 (-)			
審議 委員A	千円 20,744	千円 14,668	千円 6,076	千円 0 (-)			
審議 委員B	千円 20,744	千円 14,668	千円 6,076	千円 0 (-)			
審議 委員C	千円 20,744	千円 14,668	千円 6,076	千円 0 (-)			
審議 委員D	千円 20,744	千円 14,668	千円 6,076	千円 0 (-)			
審議 委員E	千円 20,744	千円 14,668	千円 6,076	千円 0 (-)			
審議 委員F	千円 20,744	千円 14,668	千円 6,076	千円 0 (-)			

監事A	千円 13,811	千円 9,536	千円 4,275	千円 0	(-)			*
監事B	千円 1,068	千円 0	千円 1,068	千円 0	(-)		25年3月31日	※
監事C	千円 13,811	千円 9,536	千円 4,275	千円 0	(-)			※
監事D	千円 12,742	千円 9,536	千円 3,206	千円 0	(-)	25年4月1日		※
理事A	千円 975	千円 0	千円 975	千円 0	(-)		25年3月19日	※
理事B	千円 18,714	千円 12,862	千円 5,852	千円 0	(-)			※
理事C	千円 18,822	千円 12,970	千円 5,852	千円 0	(-)			※
理事D	千円 18,714	千円 12,862	千円 5,852	千円 0	(-)			*
理事E	千円 18,822	千円 12,970	千円 5,852	千円 0	(-)			※
理事F	千円 17,847	千円 12,970	千円 4,877	千円 0	(-)			※
理事G	千円 17,359	千円 12,970	千円 4,389	千円 0	(-)	25年4月1日		※

注: 本表の「前職」欄の「*」は、退職公務員、「※」は、独立行政法人等を退職した者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職	
総裁	千円 22,227	年 5	月 0	25年3月19日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は22,227千円。	※
副総裁 A	千円 22,817	年 7	月 2	25年3月19日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。理事在職期間(2年9か月)に係る退職手当の支給額7,283千円を含む。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は22,817千円。	※
副総裁 B	千円 28,367	年 8	月 0	25年3月19日	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。審議委員在職期間(3年)に係る退職手当(業績評価対象外)の支給額10,782千円を含む。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は17,585千円。	
監事	千円 5,193	年 4	月 0	25年3月31日	1.0	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、業績評価委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は5,193千円。	※

注: 本表の「前職」欄の「※」は、独立行政法人等を退職した者であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」に基づき、業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」は、日本銀行法第31条に基づき、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、財務大臣に届け出るとともに、公表している。この基準では、職員給与については、「適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案」して決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」に基づき、職員の給与は、能力、職責及び勤務成績等に応じたものとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
定例給与	(管理職) 業績に顕れた能力に基づき、年1回、年俸を査定。年俸の12分の1の額を定例給与としている。 (非管理職) 年1回、業務遂行上必要な能力の伸長度合いの評価を行い、これに基づき支給している。
賞与(査定支給部分)	半期毎(管理職については通年)の勤務成績により支給する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度および25年度限りの臨時特例措置として、職員給与の減額支給を行った。

(単位 %)

	年収の減額率
管理1級	△ 9.79
企画役補佐級	△ 8.24
その他の職員	△ 5.94

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	4,006	43.0	7,308	6,129	122	1,179
指定職相当職員	41	53.3	17,095	14,504	112	2,591
事務・技術	3,607	42.2	7,347	6,168	118	1,179
研究職種	該当なし					
教育職種	該当なし					
その他職種	358	49.6	5,788	4,771	162	1,017
在外職員	17	—	—	—	—	—
指定職相当職員	2	—	—	—	—	—
事務・技術	15	38.4	13,426	12,129	0	1,297

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	50.8	7,081	5,620	117	1,461
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	50.8	7,081	5,620	117	1,461
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
その他職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
その他職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
その他職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員および在外職員のうち、指定職相当職員とは、局長・審議役級をいう(以下同じ)。

注3: 常勤職員のうち、その他職種とは庶務職員等をいう。

注4: 在外職員(指定職相当職員)については、該当者が2名であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、人数以外は記載していない(以下同じ)。

注5: 各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

<うち年俸制適用者>

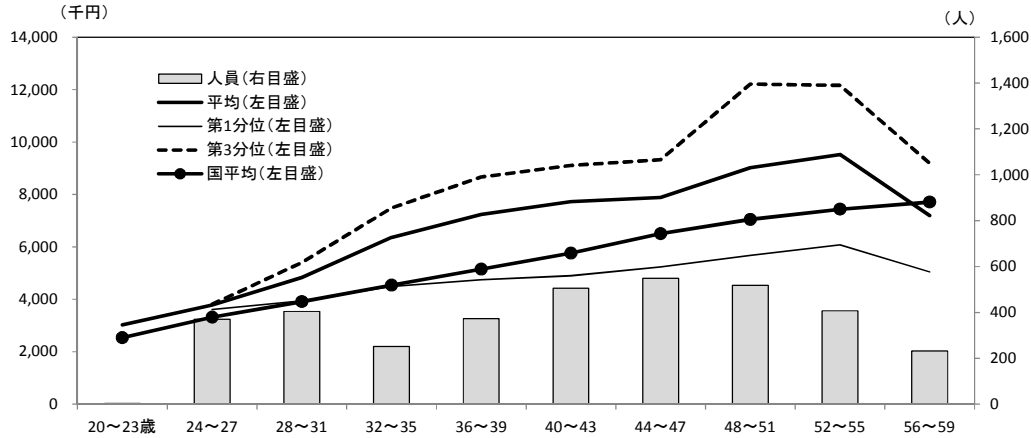
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	677	48.6	13,305	11,383	113	1,922
指定職相当職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	41	53.3	17,095	14,504	112	2,591
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	636	48.3	13,061	11,182	113	1,879
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
その他職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	—	—	—	—	—
指定職相当職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	—	—	—	—	—
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	45.3	16,420	14,913	0	1,506

注1: 年俸適用者については、任期付職員、再任用職員および非常勤職員の該当者はいない。

注2: 各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年俸適用者(除く指定職相当職員)および年俸制以外の任期付職員を含む。以下、④および⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
参事役級	73	49.9	15,271	15,518	15,518	15,841	15,841
企画役級	563	48.0	11,934	12,614	12,614	13,291	13,291
非管理職級	2,971	40.9	4,516	6,005	6,005	7,409	7,409

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

(事務・技術職員<年俸適用者以外>)

区分	計	—
標準的な職位	—	非管理職級
人員(割合)	2,971 (100.0%)	2,971 (100.0%)
年齢(最高~最低)	—	59~23
所定内給与年額(最高~最低)	—	10,006~2,182
年間給与額(最高~最低)	—	11,496~2,935

(事務・技術職員<年俸適用者>)

区分	計	—	—
標準的な職位	—	参事役級	企画役級
人員(割合)	636	73 (11.5%)	563 (88.5%)
年齢(最高~最低)	—	59~45	59~34
所定内給与年額(最高~最低)	—	14,592~8,139	13,150~5,396
年間給与額(最高~最低)	—	16,593~11,236	15,050~7,634

(事務・技術職員<年俸適用者以外の任期付職員>)

区分	計	—
標準的な職位	—	—
人員(割合)	8 (100.0%)	8 (100.0%)
年齢(最高~最低)	—	64~38
所定内給与年額(最高~最低)	—	9,240~2,927
年間給与額(最高~最低)	—	12,000~3,701

(参考)指定職相当職員

区分	計	—
標準的な職位	—	局長・審議役級
人員(割合)	41 (100.0%)	41 (100.0%)
年齢(最高~最低)	—	58~48
所定内給与年額(最高~最低)	—	15,882~11,497
年間給与額(最高~最低)	—	18,507~15,519

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(5月)	冬季(11月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	7.8%	100.0%	54.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	92.2%	0.0%	45.6%
	最高～最低	100.0～39.1%	—	57.5～17.6%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	61.4%	61.0%	61.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.6%	39.0%	38.8%
	最高～最低	59.3～0.0%	58.9～0.0%	58.9～0.0%

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

125.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	125.4
	参考	地域勘案 119.8
		学歴勘案 126.3
		地域・学歴勘案 121.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>日本銀行法第31条において、日本銀行は、職員の給与等の支給の基準(以下「支給の基準」という。)を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表するよう規定されている。</p> <p>「支給の基準」では、「適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の实情をも勘案」して、給与等を定めることとしている。</p> <p>日本銀行の給与水準が国家公務員の給与水準に比べて高くなっているのは、こうした主要民間金融機関、主要民間企業等の給与が国家公務員の給与水準に比べて高いことが背景となっていると考えられる。因みに、日本銀行が参考としている主要民間金融機関、主要民間企業等のうち、平均給与額等を公表している先の平均年間給与は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要民間金融機関・主要民間企業注1 平均年齢40.9歳 平均年間給与額8,519千円(24年度) ・国家公務員(行政職(一))注2 平均年齢 43.1歳 平均年間給与額5,999千円 ・日本銀行(事務・技術)注3 平均年齢 42.2歳 平均年間給与額7,347千円 <p>注1 各社平成25年3月期またはその直近決算期有価証券報告書 注2 平成25年人事院勧告資料(行政職俸給表(一)モデル給与例) 注3 ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の3,607人及び任期付職員欄の8人の計3,615人ベース</p>	

<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0%】 【累積欠損額 0円(平成25年度決算)】 【管理職の割合 17.6%(常勤職員数3,607名中636名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 51.9%(常勤職員数3,607名中1,872名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額 20.3%】 (支出総額 182,464,624千円、給与・報酬等支給総額 37,021,720千円:平成25年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 日本銀行法第31条において、日本銀行は、職員の給与等の支給の基準(以下「支給の基準」という。)を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表するよう規定されている。</p> <p>「支給の基準」では、「適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案」して、給与等を定めることとしている。</p> <p>日本銀行の給与水準が国家公務員の給与水準に比べて高くなっているのは、こうした主要民間金融機関、主要民間企業等の給与が国家公務員の給与水準に比べて高いことが背景となっていると考えられる。</p> <p>平成25年度のラスパイレ指数が前年度に比べて低下した背景には、技術的な要因があるものと考えている。すなわち、日本銀行では、平成24年度および25年度において、東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、国家公務員に準じた職員給与の減額支給措置を講じたが、同措置に関する労使交渉の妥結が年度途中(24年10月)となり、かつ、年2回の賞与でその全額を調整することとしているため、年収の減額率は、2年目は初年度より若干高い形となった(対象職員平均:25年度▲8.4%、24年度▲6.5%)。国家公務員は両年度とも同率の減額率を適用したため、技術的に24年度のラスパイレ指数を押し上げる一方、25年度のラスパイレ指数を押し下げる形となっている。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 日本銀行の役員給与については、政府の要請を踏まえた取組みが着実に進められてきており、①「国家公務員の給与減額支給措置について(H23.6.3閣議決定)」を踏まえた国家公務員に準じる減額措置、②「特殊法人等・独立行政法人の給与水準の見直しについて(H24.12.7閣僚懇談会配付資料)」に基づく対応が行われてきている。特に②について、25年度には、給与等比較対象先の初回の入替え・拡充が行われた。</p> <p>日本銀行の職員の給与水準は、日本銀行法に基づき、日本銀行自ら「支給の基準」を策定・公表することになっており、制度上、国家公務員と連動する仕組みではないものの、更なる給与水準の適正化を図る観点から、日本銀行は、今後も、「支給の基準」の基本的な考え方に基づき毎年度の給与改訂を適切に行うとともに、定期的に比較対象先の点検等の措置を講じるとして、こうした取組みを通じて、継続的に給与水準の見直しを図っていくことが重要であると考えている。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>日本銀行では、日本銀行法第31条の規定に基づき策定・公表した「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」の基本的な考え方に従い、毎年度、職員給与等の改訂を行っている。</p> <p>具体的には、「日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案すること」、「日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること」等の考え方が示されており、これらを踏まえて毎年度の給与等を定めている。</p> <p>今後も、こうした考え方に基づき、引き続き、職員の給与等の改訂を適切に行っていく方針である。なお、25年度においては、比較対象先の初回の定期入替え・拡充を行った。今後は定期的(5年に1度程度)に比較対象先の点検作業を実施し、必要に応じて入替え・拡充を図っていく方針である。</p>

III 総人件費について

区分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	
	千円	千円	千円	(%)
給与・報酬等支給総額 (A)	37,021,720	37,208,382	△186,662	(△0.5)
退職手当支給額 (B)	9,433,512	9,614,042	△180,530	(△1.9)
非常勤役職員等給与 (C)	881,990	873,260	8,730	(1.0)
福利厚生費 (D)	6,471,891	6,392,955	78,936	(1.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	53,809,113	54,088,639	△279,526	(△0.5)

総人件費について参考となる事項

・対前年比状況

平成25年度においては、東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、給与の減額支給を行ったこと等により「給与、報酬等支給総額」が前年度比△0.5%減少したことを主因に、「最広義人件費」では同△0.5%となった。

・役職員退職手当の引下げ

(役員)

特別職国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられたこと等を勘案し、平成25年3月から引き下げを行った(経過措置として、25年9月まで△2%、25年10月から26年6月まで△8%、26年7月以降は△13%)。

(職員)

6月末時点で労使交渉中である。

・人件費削減の取組状況

日本銀行では、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から22年度までの5年間に、人員について5%以上の純減を行うことを基本とした対応に取り組んできた。

この結果、当行の基準日(平成18年3月31日)の人員数(役職員数、以下同じ。)は4,980人、平成22年度末日の人員数は4,705人、人員純減率は△5.5%となった。

平成25年度については、業務全般の一層の効率化に努めた結果、年度末日の人員数は、4,638人となった。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人員数(人)	4,980	4,930	4,869	4,782	4,821	4,705
人員純減率(%)		△ 1.0	△ 2.2	△ 4.0	△ 3.2	△ 5.5

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人員数(人)	4,693	4,679	4,638
人員純減率(%)	△ 5.8	△6.0	△6.9

IV 法人が必要と認める事項

1 役職員の報酬・給与の減額支給措置

①役員報酬

日本銀行としても東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度および25年度限りの臨時特例措置として、役員給与の減額支給を行った。

(単位 %)

	役員俸給に係る減額率	役員手当に係る減額率
総 裁	△ 30	△ 30
副総裁	△ 20	△ 20
審議委員	△ 20	△ 20
監 事	△ 10	△ 9.77
理 事	△ 10	△ 9.77

②職員給与

役員と同様、東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度および25年度限りの臨時特例措置として、職員給与の減額支給を行った。

(単位 %)

	年取の減額率
管理1級	△ 9.79
企画役補佐級	△ 8.24
その他の職員	△ 5.94

2 役員退職手当の引下げ

①役員

特別職国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられたこと等を勘案し、役員退職手当の引き下げを行った。

(単位 %)

退職日	経過措置		26年7月1日～
	25年3月1日～ 25年9月30日	25年10月1日～ 26年6月30日	
引下げ率	△ 2	△ 8	△ 13

②職員

6月末時点で労使交渉中である。

3 特殊法人等の給与水準の見直し(平成24年12月要請)への対応

・日本銀行への要請内容(平成24年12月要請)

国民に対する説明責任を果たすべく、金融政策における独立性を担保している日本銀行法の枠組みの下、職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準等については、その合理性について検証するとともに、検証した結果を国民に示すべきである。

・上記要請への対応(平成25年6月公表)

日本銀行では、日銀法第31条に基づき定め、公表している「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」に基づき、職員給与の決定に際しては、主要民間金融機関・主要民間企業における処遇の実情を勘案することとしている。こうした枠組みのもと、毎年の職員の給与改訂に当たっては、主要民間金融機関・主要民間企業42先の年取動向を調査し、これらの平均的な給与改訂率を主たる判断材料として給与改訂を行っている。調査先(比較対象先)は、採用等の人材確保の面で競合する業種の主要先であって、全国規模で業務を展開している先のうち、調査への継続的な協力の得られる先としている。

日本銀行では、今般、現在の比較対象先の選定等の合理性について検証作業を行い、次の点を確認した。

- ①比較対象先が、概ね近年の採用者が併願していた業種の主要先となっていること。
 - ②比較対象先の年取動向は、より調査範囲の広い日本経済団体連合会の調査結果と概ね整合的であり、主要民間金融機関・主要民間企業の動向を反映しているといえること。
 - ③比較対象先の年取動向を主な判断材料として職員の年取改訂を行ってきた結果、日本銀行の職員の平均年取(平成23年度:7,895千円)は、比較対象先の概ね中位にあり、かつその平均値(同:8,638千円)をやや下回る水準となっていること。
- したがって、現在の比較対象先の選定等については、合理性があると判断しているが、比較対象先の選定を一層合理的に行っていく観点から、主として次の点について見直しを行っていくこととした。
- ・定期的(5年に1度程度)に比較対象先の点検作業を実施し、必要に応じ比較対象先の入替え・拡充を図っていく。
 - ・初回の定期入替え・拡充は、平成25年度中に実施する。その際には、採用等の人材確保面での競合が相応にみられる業種であって、現在の比較対象先に含まれていない業種(地方銀行やシンクタンクなど)の拡充を目指す。

・25年度中の追加的な対応

採用等の人材確保面での競合が相応にみられる業種を検証し、新たに地方銀行およびシンクタンクを比較対象先に追加する等の見直しを行った結果、比較対象先を従来の42先から48先に拡大した。